



米子市長定例記者会見資料	
令和5年2月9日	
担当課 (担当者)	市民一課 東森 久美子
電話 (0859) 23-5140	

報道機関 各位

窓口の混雑緩和のため、臨時窓口を開設します

年度末から年度当初は、引っ越しなどで住民異動が特に多くなり大変混雑します。
令和5年は4月1日と2日が土曜日と日曜日に当たるため、前後の開庁日に来庁される方が例年よりも集中することが予想されます。
米子市では、この度、混雑緩和対策として、市では初めて平日の窓口の時間延長及び土曜日の臨時窓口の開設を行います。

記

1 概要

(1) 開設日時

	従 来		令和5年
3月31日(金)	8:30 - 17:00 通常	➡	8:30 - <u>19:00</u> 時間延長
4月1日(土)	閉庁		9:00 - 15:00 臨時窓口開庁
4月2日(日)	8:30 - 17:00 行政窓口サービスセンター		8:30 - 17:00 行政窓口サービスセンター
4月3日(月)	8:30 - 17:00 通常		8:30 - <u>19:00</u> 時間延長

※行政窓口サービスセンターは、通常どおり8時30分から17時まで証明書発行のみ行います。

※臨時窓口開設は本庁のみです。

(2) 開設する窓口

市民一課、市民二課、保険課、長寿社会課、障がい者支援課

(3) 取扱事務

- 住民異動届の受付（転入・転出届等）
- スマート窓口業務の一部（住民異動届に伴う手続きに限定）
ごみカレンダーの配布、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、障害者手帳、自立支援医療受給者証に係る異動届、児童手当・特例給付の請求、特別医療受給資格証交付
- マイナンバーカードに係る事務
住民異動届に伴うカードの更新（印鑑登録、各種証明書の発行は行いません）

裏面をご覧ください

2 混雑を避けることのできるサービス

(1) オンラインで転出届を提出

2月6日から全国一斉に「引っ越しワンストップサービス」が始まりました。転出届はマイナンバーカードがあれば、市役所に来庁することなく、マイナポータルからオンラインで転出届の提出ができます。転入先の市区町村では、転出届の情報とマイナポータルを通じて送信された来庁予定の連絡を用いて、転入届の手続などに必要な準備を行うことができます。

「引っ越しワンストップサービス」(デジタル庁ホームページ)

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/

(2) コンビニでの証明書発行

マイナンバーカードを利用すれば、住民票などの各種証明書は全国のコンビニのキオスク端末(マルチコピー機)で発行できます。待ち時間なく、簡単な操作で証明書を取得できます。

市役所窓口 비해、手数料が1通あたり150円安くなっています。たとえば、住民票は窓口で350円ですが、コンビニなら200円です。

○取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書

(3) 市役所でもキオスク端末が利用可能に

マイナンバーカードを利用して証明書が発行できるキオスク端末を、3月20日に市役所本庁舎1階の市民ホールに設置します。コンビニ同様に各種証明書を、市役所窓口よりも1通あたり150円安く取得できます。

(4) お出かけ前に混雑状況を確認できます

窓口の混雑状況を米子市のホームページで確認できます

<https://www.city.yonago.lg.jp/33156.htm>



問い合わせ先

米子市市民一課証明担当 柴田

電話番号 (0859) 23-5144